

いじめ防止基本方針

いじめ問題に対する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為である。
- どの子どもにも起こり得ることであり、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速且つ適切に対応する必要がある。
- 家庭、地域、関係諸機関との連携を深め、チームで対応する。
- 学校全体で、いじめ問題に取り組む。
- 温かい人間関係を築く。

いじめ防止の対応

- * どうすれば、いじめられている子を救えるか。
- * どうすれば、いじめを許さない正義の学級・学校ができるか。

*いじめは、対応を間違えると、子どもの命が失われかねない深刻な問題です。

1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1)いじめている児童・生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。
また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を、日頃から示すことが重要である。
- (2)児童・生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
- (3)いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即決することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの予防・早期発見・早期対応について

- (1)いじめは「どの子どもにも、起こり得る」問題であることを十分認識し、学校内の相談機能を充実させ、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備し、常に予防に努める。
- (2)学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、いじめの早期発見
早期解決、未然防止、根絶に努めるとともに、いじめへの対応は迅速かつチームで対応する。
- (3)事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4)いじめが派生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えには謙虚に耳を傾け、そのことを踏まえて関係者全員で取組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処する。（家庭には理解と協力を求める）
- (5)学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- (6)温かな人間関係を築くための取り組みを、学級、学年、学校全体で計画的に行っていく。

いじめの理解

1 「いじめ」とは

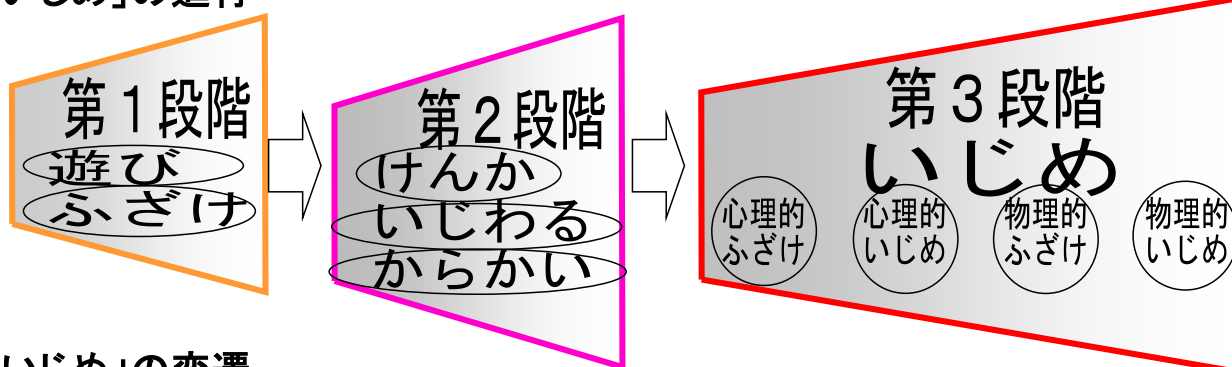
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（いじめ防止対策推進法より）

本校では、以上の定義から、いじめを次のようにとらえることとした。

- ・生徒同士が対等の関係ではなく行われるもの。
- ・身体的、心理的に苦痛を伴う攻撃を加えるもの。また、これが継続的に行われるもの。

2 「いじめ」の進行



3 「いじめ」の変遷

発生と内容 変遷課程		「いじめ」の態様・内容	
		いじめられる側	いじめている側
		個の行動・状況	複数の行動・状況
学校の対応・関係機関との連携	群れ遊び	◎遊びや生活を通して、お互いにふざけたり・じゃれ合ったり・いさかいあったりする（「遊び仲間」対等・平等の関係）	
	初期 萌芽	・度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる （支配・服従関係の萌芽）	・立場を入れ替えながら、ふざけ・いじわる・からかいなどを行うようになる （支配・服従関係の萌芽）
	前期 恐れ	・多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる （支配・服従関係の成立）	・ターゲットを固定し、仲間を誘い複数で「いじめ」を繰り返す （仲間の存在、安心感）
	中期 訴え	・周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる（いじめのサイン）	・周囲の仲間の反応を気にして見ている （いわゆる「チクリ」の心配）
	後期 締め	・無関心を装い、傍観的な態度の友達を見て「訴え」を諦める （見て見ぬふりをする人間関係）	・周囲の行動を見定め、仲間に「いじめ」を示唆、命令する （自己のいじめ隠蔽）
	末期 無力	・親や教師に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる （訴える気持ちになれない）	・暴力行為等をしばしば繰り返す （本人及び周囲の友達に対する「チクチ」の防止策）
	末期 自尊	・「いじめ」そのものの事実を自ら否定する （自尊感情の同様）	・暴力行為の他に金品の強要、使い走り等が生じる（チクリ・訴え等絶無の感触）
	末期 否定	・耐えきれず「自殺・転校」等を考えるようになる（自己否定の考え方の実行）	・暴力行為や金品の強要などが学校内外でますます激しくなる （「無法」といえる状態へ発展・継続）

4 「いじめ」の様態

動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うつ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間に引き入れるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

手段によるいじめ

- A 言葉での脅かし
- B 冷やかし・からかい
- C 持ち物隠し
- D 仲間はずれ
- E 集団による無視
- F 暴力行為
- G たかり
- H お節介・親切の押し付け
- I その他

構成によるいじめ

- 1 単独 2 数名 3 大勢

いじめの予防

- 1 授業の充実を図る(授業のユニバーサル化の推進)
 - ・「授業がわかる！」 → 「授業が楽しい！」 → 「学校が楽しい！」という流れ作り
 - ・子どもの特性を理解した授業の工夫
 - ・子どもの特性を理解した教室環境作り
 - ・バランスの良い生徒対応をするため、教員自身が自分の特性を知る
- 2 支援教育の充実を図る
 - ・生徒アンケートや保護者アンケートの活用
 - ・教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラーや相談員との連携
 - ・他機関との連携
 - ・校内の支援教育に関わる体制の強化
 - ・教職員の意識改革、研修の企画実施
- 3 道徳教育の充実を図る
 - ・人権意識を高める道徳教育の推進
 - ・コミュニケーションのスキルアップを図る取り組みの工夫
 - ・自分理解と他者理解を通して、自己有用感を持てるようにする取り組みの工夫
- 4 地域との連携を深める
 - ・地域行事への参加
 - ・学校行事への地域からの参加
 - ・保護者との積極的な連携(生徒の見守り等)
 - ・地域への積極的な情報発信

校内指導体制

1 組織

- ・生徒支援委員会(メンバー:校長、教頭、教務、学年代表、生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー)
- ・その他:関係学級担任、関係職員、関係機関等

2 対応の流れ

いじめ情報のキャッチ

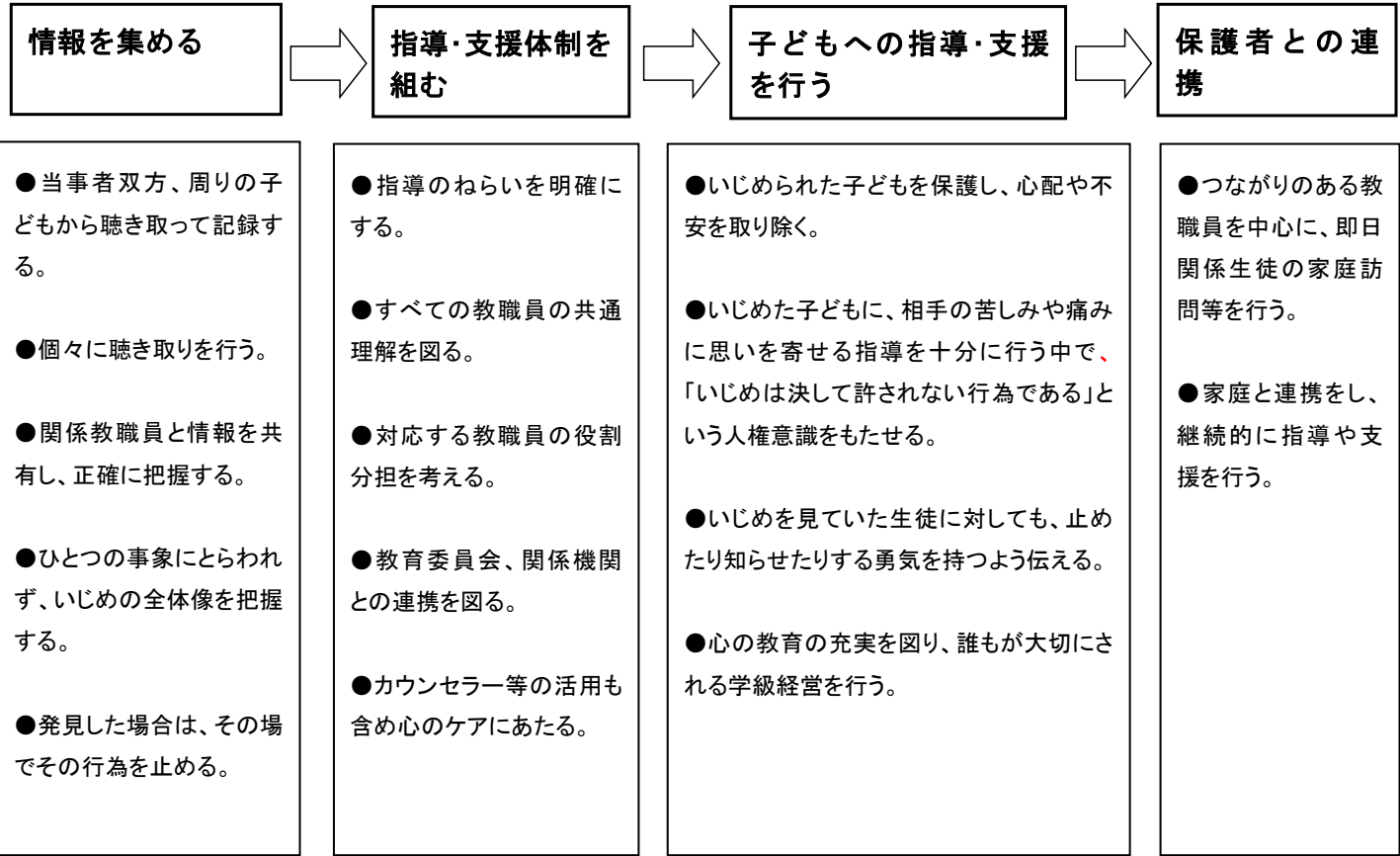


次のことに留意しながら対応をする

1. 「生徒支援委員会」の召集(緊急時は即)

2. いじめられた子どもを徹底して守る

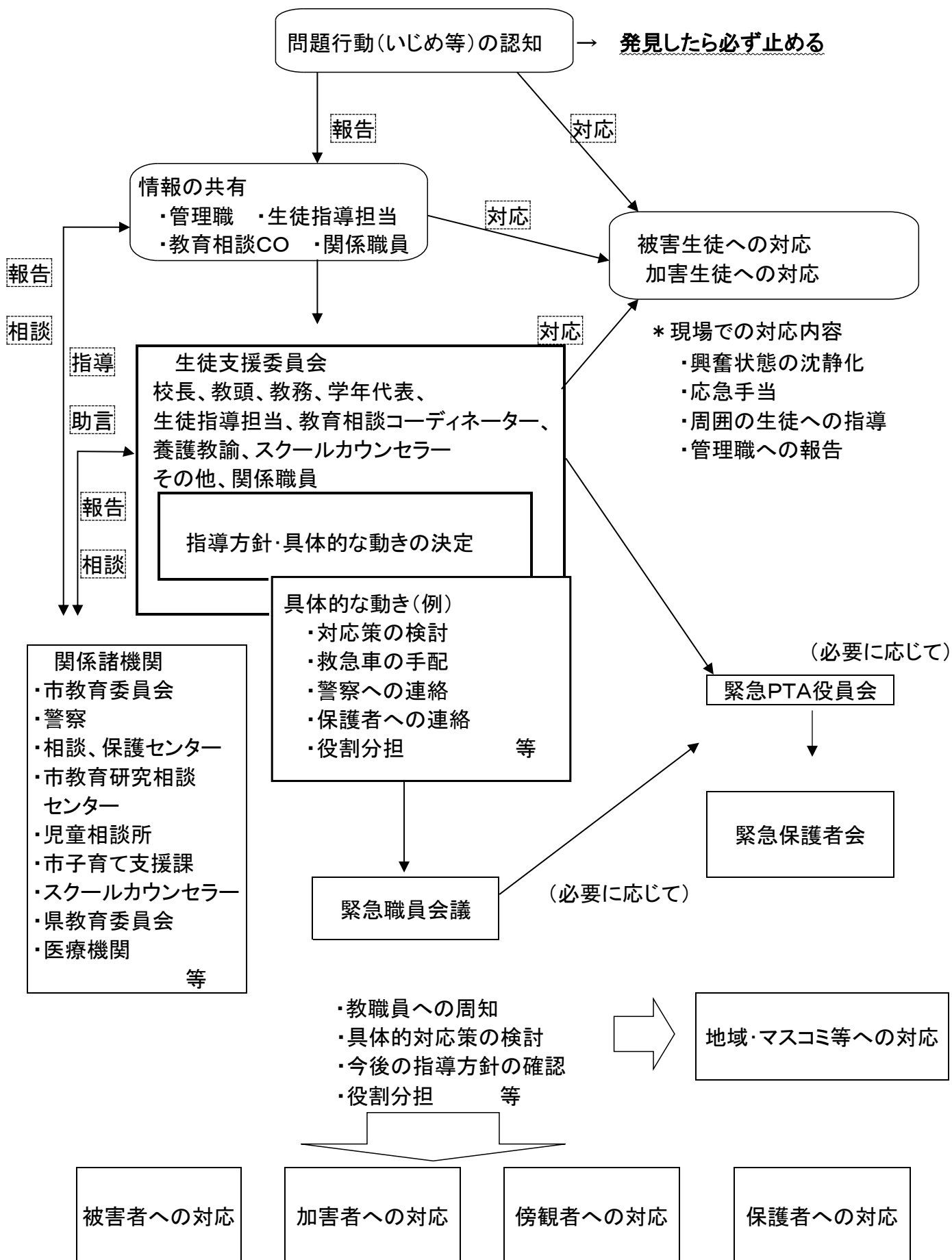
3. 見守る体制の整備(登下校時、休み時間、清掃時、放課後等)



3 役割分担

学級担任	◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談をするなど、教職員間で情報を共有する。 ◇ 小さい事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇ いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定する。 ◇ 子ども同士が触れあい、お互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年代表	◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◇ 学年での調査等を実施し、定期的に児童・生徒の状況把握に努める。 ◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支えて組織的に対応する。
職員	◇ 特別教室への移動中や学習中等に、いじめの信号をキャッチする。 ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力をする。
生徒指導・教育相談CO	◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◇ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。) ◇ 家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。) ◇ 学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。) ◇ いじめを学級や学年・部活等だけの問題にしない。 ◇ 学年会、支援教育部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇ 警察・児相関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー・専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えを持って接する。 ◇ 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみ・苦悩を共にする。 ◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さを気付かせる。
教頭	◇ 「いじめ」は人権に関わる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇ 児童・生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために、全教職員による研究を実施する。 ◇ 全教育活動の中で児童・生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに学校全体として、いじめ解消を図っていく。

4 いじめ対応フローチャート



* 学級集団への指導、学校体制の立て直しと見直し、再発防止策の検討などを行う